

「尾鷲よいところやにゃん」キャラクターデザイン使用規程

1 趣旨

- ① 尾鷲市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、尾鷲市のPR及び福祉・子供関係、その他各種イベント等で、尾鷲ご当地キャラクター「尾鷲よいところやにゃん」を使用することを、無料で使用を許可する。
- ② 使用を無料で許可するが、キャラクターに関する一切の権利は本会に属する。
- ③ 使用を全て認める訳で無く、次に掲げるものについては使用を認めない。
 - ・特定の政治、宗教、思想などの活動に使用する場合。
 - ・法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年尾鷲市観光大使の委嘱により)